

令和8年度介護保険料賦課誤りについて

1 概要

令和8年度の介護保険料の賦課事務において誤りがあり、一部の被保険者の介護保険料を過少に算定し賦課していたことが7月14日に判明した。

2 原因

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられた。介護保険制度においては、3年単位の計画期間（令和6年度～令和8年度）中の想定されていない税制改正となるため、保険料の収入不足を防ぐ観点から令和8年度の介護保険料の算定に限っては、令和7年度税制改正前の給与所得控除額を用いた所得で算定されるが、介護保険料賦課処理において電算会社側の介護システム設定に誤りがあり、保険料が誤って過少算定された。

3 経緯

令和8年

3月28日 電算会社において介護システムに法改正対応版のバージョン適用を実施

5月15日 電算会社において介護システムに法改正対応版(追加版)のバージョン適用を実施

項 目	誤	正
非課税基準額基本額	280,000 円	280,000 円
非課税基準額加算額(扶養親族等がいる)	168,000 円	168,000 円
非課税基準額加算額(扶養親族等がいない)	168,000 円	0 円

6月19日 村が介護保険料賦課額を確定

7月10日 村が被保険者に介護保険料納付書を発送

7月14日 電算会社から村に介護保険料賦課処理誤り(過少算定)の報告

7月17日 電算会社が介護システム設定を修正し再算定

7月17日 村が再算定(修正後)の介護保険料賦課額を確定

7月17日 村が対象者数、過少算定額(追加徴収必要額)を確認

7月29日 電算会社が村に再発防止策等について説明

4 対象者数及び追加徴収額

対象者数 18 人 追加徴収額 451,570 円（最大 54,910 円、最小 15,360 円）

5 対応

対象の方には、早急に訪問等により謝罪と今回の経緯を説明し、正しい介護保険料納付書をお渡します。

6 再発防止策

法改正の際には、正確に内容を把握するため複数の職員で確認を行い、他自治体、電算会社と情報共有を行いながら、適正な法解釈、運用に万全を期してまいります。また、法解釈に疑義がある場合は、国・県に必ず照会するよう徹底します。

7 澤村村長コメント

この度、令和8年度介護保険料の賦課事務において誤りがあり、一部の被保険者の介護保険料を過少に算定し賦課していたことが判明しました。被保険者様に多大なご迷惑をお掛けし、行政への信頼を損ねてしまいましたことについて、深くお詫び申し上げます。

今後は、再発防止策として組織的な確認体制を再構築し、担当者間の連携強化を図りますとともに、複数の職員による内容点検をこれまで以上に徹底してまいります。

8 お問い合わせ

平田村役場 総務課長 坪井 電話 0247-55-3111

